楽通所介護事業

特定処遇改善加算における

具体的な取り組み

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を書きに掲示いたします。

『介護職員等特定処遇改善加算の算定要件』

- ★現行の処遇改善加算Ⅰ~Ⅲを算定していること。
- ★職場環境要件について「質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の区分でそれぞれ 1 つ以上取り組んでいること。
- ★賃上げ以外の処遇改善の見える化を行っていること。とされており、当事業所においての取り組みを掲示いたします。

1. 資質の向上

・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修支援や、より専門性の高い介護施術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、中堅職員に対する介護リーダー研修受講支援を行い、受講料や研修費などの補助、シフト調整を行うことにより職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。

Ⅱ. 労働環境・処遇の改善

- 有給休暇取得推進を積極的に行っている。
- ・介護職員の腰痛対策として、リフト浴の導入、スライディングシートやスライディングボードの使用を積極的に行っている。
- ・子育てとの両立を目指す者の為、正規社員・パート問わず、育児休業制度の充実を図り、本人が希望する必要な日数を 2 歳の誕生日前日まで取得可能としている。
- ・定期的にミーティングを開き、情報共有を徹底している。
- ・毎年健康診断の実施、施設内禁煙。屋外に禁煙スペースの設置。

III. その他

- ・1年以上勤務するパートタイム労働者について、要件を満たす場合は、正職員として採用する
- ・職員の増員による業務負担の軽減。
- ・福祉課の夏休み実習生の受け入れ。
- ・地域に住民との交流による地域包括ケアの一員としてモチベーションの向上